

税

問合先 税務課

市・府民税の申告受付

混雑を避けるため、受付日を氏の最初の文字（五十音順）で指定させていただきます。

指定受付日・対象（氏の名文字）

- 2月20日(月)～24日(金)（祝日除く）：あ～こ
- 2月28日(火)～3月3日(金)：さ～の
- 3月6日(月)～9日(木)：は～わ

時間

午前9時～11時30分
午後0時45分～4時

※指定受付日に都合が悪い場合は、2月16日(木)・17日(金)・27日(月)・3月10日(金)・13日(月)・15日(水)にお越しください。(3月15日(水)は市・府民税の申告受付のみ)
場所 市役所1階101会議室
申告に必要なもの

- 申告書（税務課に備えつけています。また、ホームページからダウンロードできます。）
- 令和4年中の所得がわかる書類（給与や公的年金等の源泉徴収票など）
- 各種控除に必要な書類（証明書や領収書、障害者手帳など）
- 「個人番号確認」のための書

類（マイナンバーカードまたは通知カード）

● 「本人確認」のための書類（顔写真付きの場合「運転免許証、パスポートなど」は1点、顔写真なしの場合は2点）

■ 郵送で提出する場合は、申告書の記入漏れがないことを確認し、前年中の所得がわかる書類・控除証明書など必要書類および本人確認のための書類（「個人番号確認」と「本人確認」のための書類）の写しを同封してください。

※マイナンバーの安全管理のため、特定記録など安全措施を施した方法で郵送してください。

■ 医療費控除を申告する人は、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。医療費の領収書の添付または提示による申告は認められませんのでご注意ください。

■ 公的年金等以外に収入がない人は、公的年金等の支払者からの報告により市・府民税が課税されるので、申告をする義務はありません。しかし、公的年金等の支払者に届け出ている以外で次のような場合は、申告をすると税額が減額されることがありますので、忘れずに申告をし

てください。

- 扶養している親族があり扶養控除が受けられる
- 健康保険料を支払っているなどで社会保険料控除が受けられる
- 医療費控除・セルフメディケーション税制が受けられる

■ 令和4年中に収入が無く税額が発生しない人でも、公営住宅の入居や奨学金の申請など、所得に関する証明書が必要なときは、申告が必要な場合もあります。

■ 市・府民税申告書以外の資料（給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書など）により、申告した所得以外の収入や扶養控除の対象者に要件を超える収入が確認された場合など、申告時の想定税額と実際の税額が異なる場合があります。

※詳しくは税務課ホームページをご覧ください。

軽自動車税 廃車手続は

3月31日(金)までに

原動機付自転車・軽二輪・小型二輪・軽四輪の軽自動車税は、毎年4月1日現在に登録してい

る車両の所有者（使用者）に課税されます。4月2日以降に廃車手続をした場合、令和5年度は課税されることとなりますので注意してください。（軽自動車は普通自動車のような月割課税制度はありません。）

使用しなくなった車両、他の人に譲渡した車両、またはスクラップ・盗難などで所有しなくなった車両については、3月31日(金)までに下記の機関で廃車などの手続をしてください。

また、市外へ転出する場合は、車両の住所変更の手続をお願いします。

廃車手続をする場合は、その車両の軽自動車税を完納しておいてください。

問合先

- 原動機付自転車（125CCまで）、小型特殊自動車（フォークリフトなど）、ミニカー：税務課
- 軽二輪・二輪の小型自動車：和泉自動車検査登録事務所（和泉市上代町官有地 ☎050・5540・2060）
- 軽四輪・軽三輪自動車：軽自動車検査協会 大阪主管事務所和泉支所（和泉市伏屋町1丁目13番3号 ☎050・3816・1842）

税務署からのお知らせ

～令和4年分 所得税等の確定申告～

問合先 泉佐野税務署
(☎462-3471)

【税務署の申告会場】

開催日 2月16日(木)～3月15日(水)（閉庁日除く）
受付時間 午前9時～午後4時
※給与所得者や年金受給者の還付申告は2月15日(水)以前でも相談できます。

【給与所得者や年金受給者のための申告会場】

開催日 2月2日(木)～10日(金)（土・日曜日除く）
受付時間 午前10時～午後3時
場所 イオンモールりんくう泉南 2階イオンホール

【岸和田・泉佐野税務署の合同申告会場】

開催日 2月19日(日)・26日(日)
受付時間 午前9時～午後4時
場所 岸和田税務署（岸和田市土生町2丁目28-1）

※入場整理券が必要です。詳しくは、広報1月号をご覧ください。